

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算
（第12号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分
したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月7日提出

基山町長 松 田 一 也

令和6年6月14日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増額などに伴い一般会計の予算に補正が急務であるため。

令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度基山町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,710,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		56,828	2,587	59,415
	1 地方揮発油譲与税	13,294	457	13,751
	2 自動車重量譲与税	39,329	2,130	41,459
3 利子割交付金		563	149	712
	1 利子割交付金	563	149	712
4 配当割交付金		8,661	△422	8,239
	1 配当割交付金	8,661	△422	8,239
5 株式等譲渡所得割交付金		6,881	2,392	9,273
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,881	2,392	9,273
6 法人事業税交付金		30,534	8,184	38,718
	1 法人事業税交付金	30,534	8,184	38,718
7 地方消費税交付金		299,815	122,966	422,781
	1 地方消費税交付金	299,815	122,966	422,781
8 環境性能割交付金		3,828	1,416	5,244
	1 環境性能割交付金	3,828	1,416	5,244
10 地方交付税		1,454,599	96,932	1,551,531
	1 地方交付税	1,454,599	96,932	1,551,531
11 交通安全対策特別交付金		2,292	△408	1,884
	1 交通安全対策特別交付金	2,292	△408	1,884
14 国庫支出金		1,802,918	11,070	1,813,988
	2 国庫補助金	809,638	11,070	820,708
17 寄附金		906,101	10,700	916,801
	1 寄附金	906,101	10,700	916,801
18 繰入金		640,783	△99,460	541,323
	1 基金繰入金	638,345	△99,460	538,885
21 町債		230,286	0	230,286

24

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
2 総務費		2,184,218	155,968	2,340,186
	1 総務管理費	1,976,530	155,968	2,132,498
3 民生費		3,589,635	0	3,589,635
	1 社会福祉費	2,190,064	0	2,190,064
	2 児童福祉費	1,399,269	0	1,399,269
6 農林水産業費		133,909	0	133,909
	1 農業費	119,038	0	119,038
10 教育費		793,661	0	793,661
	2 小学校費	198,718	0	198,718
	3 中学校費	74,706	0	74,706
14 予備費		15,088	138	15,226
	1 予備費	15,088	138	15,226
合 計		9,553,931	156,106	9,710,037

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業（教育債）	3,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都 合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若し くは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国 土強靱化緊急対 策事業（土木 債）	6,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	3,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。